

## 目 次

公正証書遺言のついた離縁状 .....	高木 侃	1
南開大学訪問記 .....	小野寺 忍	8
〈研究会〉日韓サイバー法学会 .....		15
新収図書・編集後記 .....		16

## 公正証書遺言のついた離縁状

前専修大学法学部教授 高木 侃

### 大正十四年の離縁状

一 三くだり半のなかから一点を取り上げて、その特徴や特異なところを紹介したい。とりわけ、関連文書のある三くだり半に焦点をあてる。離婚実態は三くだり半だけでは理解できず、その関連文書によってはじめて判明することが多いからである。

最近、インターネット・オークションで入手した離縁状を引用するが、次頁に離縁状の写真と釈文（解読文）を掲げる<sup>1)</sup>。用紙はタテ二四・五センチ、ヨコ三三センチで、半紙を半分に折り、丁度その右半分にかかれている。

3行目に書き加え等がみられる。「苦情申問」は「苦情等申問敷」に、また「為後日為念」を訂正して「後日為念」としている。後者は一般的には「為後日（ごじつのため）」と読むべきところであるが、ここではあえて「後日念のため」と読むのであろう。おそらくこれを下書きにして、清書した証文が「しま」に渡されたのに違いない。

# 離縁状

一今回其許と内縁ニ有之候処、双方  
示談ノ上離縁候間、何方へ縁組候  
共、聊カ苦情等申間敷、依テ後日  
為念一札如件

大正拾四年七月七日、立会人  
大西嘉一郎

林 重助

本多しまとの

## 離縁状

一今回其許と内縁ニ有之候処、双方

示談ノ上離縁候間、何方へ縁組候

共、聊カ苦情等申間敷、依テ後日

為念一札如件

林 重助

大正拾四年七月七日 立会人

大西嘉一郎

本多しまとの

ところで、本離縁状は三行半に書かれ、江戸時代の離縁状とそれほど変わったところは見られない。とはいえ、発行日時が大正十四年で、これまで最も新しい離縁状は大正六年であったから、ここに紹介するものが最も新しいものということになり、また、一行目に「内縁ニ有之」とあることに特徴がある。

二 これには差出人・林重助の依頼によって作成された「公正証書遺言」があり、「公正証書」と表題のある茶色の公証人役場の封筒に入れられたものである。その公正証書正本は、「京都地方裁判所管内公証人役場」の二四行の橙色薄葉罫紙にしたためられており、積文を掲げる。

第壹萬五千貳百拾六号

遺言取消証書

京都市下京区五条通御幸町西入本覚

寺前町八百貳拾壹番地 針□

遺言者

林 重 介

安政貳年拾月生

同市同区東高瀬川筋六軒東入早尾町  
参百拾四番地

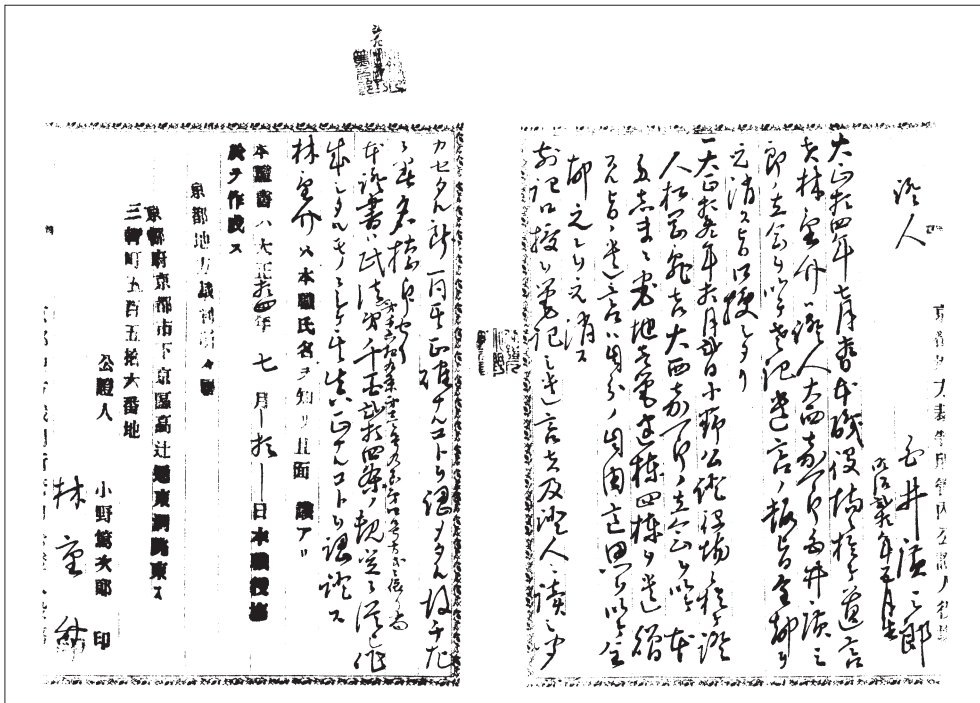
証人

大西 嘉一郎

明治拾五年七月生

同市同区麩屋町通五条上ル下鱗形町  
五百参拾四番地

」一丁オ<sup>2)</sup>



公正証書正本一丁裏から二丁表

証人

白井 廣三郎

明治拾五年五月生

大正拾四年七月拾日、本職役場ニ於テ遺言者林重介ハ、証人大西嘉一郎・白井廣三郎ノ立会ヲ以テ、左記遺言ノ趣旨全部ヲ取消ス旨口授シタリ

一大正拾参年拾月式日小野公証役場ニ於テ証人松岡龍吉・大西嘉一郎ノ立会ヲ以テ本多しまニ宅地壹筆、建棟四棟ヲ遺贈スル旨ノ遺言ハ、自分ノ自由意思ヲ以テ全部之レヲ取消ス

前記口授ヲ筆記シ、遺言者及証人ニ読ミ聞

」一丁ウ

カセタル所，一同其正確ナルコトヲ認メタル後チ，左ニ署名・捺印セリ  
本証書ハ，民法第六百九条第壹号乃至第四百方式ニ依リ，尚第千百式拾四条ノ  
規定ニ從ヒ作成シタルモノニシテ，其真正ナルコトヲ認証ス

林重介ハ本職氏名ヲ知り，且面識アリ

本証書ハ大正拾四年七月拾日，本職役場於テ作成ス

京都地方裁判所々属

京都府京都下京区高辻通東洞院東入

三軒町五百五拾六番地

公証人

小野 篤次郎 印

林 重 介 印 〕二丁オ

大西 嘉一郎印

白井 廣三郎印

此正本ハ林重介ノ請求ニ依リ，大正拾四年七月拾日，本職役場ニ於テ原本ニ依  
リ作成ス

京都地方裁判所々属

京都府京都市下京区高辻通東洞院東入

三軒町五百五拾六番地

公証人

小野 篤次郎 印 (印文：公証人小野篤次郎) 二丁ウ

下線部分は後に挿入されたもので，欄外に「式拾字挿入」として公証人の印が押捺されている。この公正証書によれば，林重介が「本多しま」に離縁状を渡した前年の大正十三年（1924）十月二日場所も同じ公証役場で，大西嘉一郎ほか一名の立会いをえて「しま」に「宅地壹筆，建棟四棟」を遺贈する旨の遺言をなしたのである。しかし，事情があつて「しま」を七月七日に離婚し，三日後の同月十日，重介は「自分ノ自由意思」をもつて，先に「しま」に約束した土地・建物の遺贈を取り消すことにしたものである。重介は安政二年（1855）十月の生まれであるから，この時すでに七一歳になっていた。また住所の下に判読不能の文字があり，上は針で下は舞とも翁とも読めるが断定はできない。とはいえ，これが針にかかわる職業のこととするならば，鍼灸を業とする屋号といえ，重介は盲目の鍼灸師だったと考えられないだろうか。そうだとすれば，仲立ちする者があつて，土地・建物をもらう約束で「しま」は重介の世話をする「妾」になつたのではないか。にもかかわらず，

事情（「しま」の不義か）があつて、関係を解消することになって、離縁状の授受となつた。すれば、離縁状に記載の「内縁」の語は、今日一般的に夫婦の実態をもちながら婚姻届を欠く関係を称する「内縁」に似て非なるものの、それに近似するものだったといえよう。

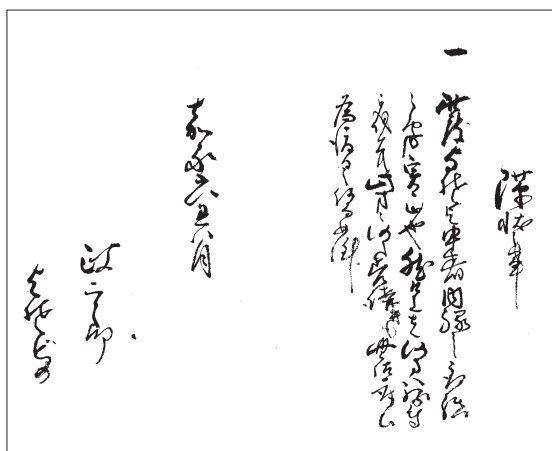
三 この離縁状には、ほかに二つの領収書が付いている。一つは公証人の領収書で、公正証書原本作成手数料四円五五銭、正本二枚四〇銭、印紙代三銭、都合四円九八銭である。もう一つは下京区高辻通東洞院東入三軒町所在の公証人役場から南へ高辻通りを渡って50メートルの距離もない、下京間之町松原上ル「魚清」の五円二五銭の領収書である。おそらく証人二人に対する御礼の意味での会食代金と考えられる。手数料と御礼の食事代を合わせて一〇円余の費用がかかっている。遺言公正証書の手数料は、法律行為の目的価格によって異なるが、土地一筆とその上の建物四棟を現在価格で五千万円とすれば、その手数料は二万九千円、大正の手数料と勘案すれば、魚清の払いはおおよそ現在の三万五千円ほどであろうか。

### 離縁状のなかの用語としての「内縁」

四 上にみたように離縁状に含まれる「内縁」という言葉の意味について、考えてみたい。私の蒐集した離縁状のなかに「内縁」の語を含むものは二十二通ある。所在不明のものもあるが、それが判明するものでは、山梨・栃木両県各一通を除くといずれも関西で用いられた離縁状である。そのうち私所蔵のものが六通あるが、まず、そのうち一通、写真と積文を掲げる。

隙状之事・隙状一札之事などの表題のある「隙状」は、一〇通余見いだしている。隙状も出拠がわからないものもあるが、美濃（現岐阜県）・近江（現滋賀県）・紀伊国（現和歌山県）のほか、京阪地方と特定できるもの<sup>3)</sup>と周防国（現山口県）と阿波国（現徳島県）<sup>4)</sup>から見いだしている。いずれにしても隙状は関西地方で用いられた離縁状の表題であるから、上のものも出拠不明だが、美濃以西の、関西で用いられた離縁状であることは間違いない。

また、この隙状は再婚許可文言しか書かれていない離縁状である。離縁状には離婚したという離婚文言とだれと再婚してもさしつかえないという再婚許可文言の両方が書かれるのが普通であるが、このように片方しかかいていないものも離縁状と



隙 状

一此度よそと申者、内縁之取結  
候処実正也、然ル上は何方へ縁付  
被成候共、此方二何之差構えも無御座候、  
為後日之仍て如件

嘉永六丑八月

政 二 郎

よそどの

して有効であった。なお、夫の名前より妻の名が下に書かれていることも特徴の一つであり、かつ、非常に稀な事例で、女性蔑視の表徴と考えられる。

五 ここでは「内縁」を取り結んだとある。現在では内縁は実質的には夫婦関係にありながら、婚姻届を欠く男女の関係をいうが、ここでの内縁は何を意味するのか。二つの事例を通して考えてみたい<sup>5)</sup>。

文政二(1819)年二月、大坂釣鐘上之町(現大阪市中央区)明石屋作兵衛が妻「うた」に差し出した暇状には、「先達て暇遣り候後、又々内縁有之、此度改暇遣候処実正也」(下線高木)としたためられている。先達ての暇は前年の文化十五年四月のことで、そのときに出された寺の宗旨送りも、町から「うた」の実家、摂津国西成郡北中嶋浜村(現大阪市淀川区)にあてた人別送りも残っている。ところで、「又々」の内縁ということは、初めの内縁と性質は同じであったということになる。離縁に寺・町双方の送りもあるので、初めの内縁は手続きをふんだ結婚であり、二度目の内縁もまた結婚であったということになり、ここでの内縁は正式な結婚を意味する。なお、「うた」は初めの婚姻では「まつ」と称していたようである。

嘉永五(1852)年六月九日、徳永屋文蔵から「つる」にあてた一札には、「内縁在之候などと、世間にて悪風之取沙汰候得共、於我等ニ右様之覚、一切無之候」として、どこのだれと結婚してもかまわない旨を記し、最後に、この一札は「暇状代

り之一札」であるとしたためている（離縁状を暇状と称するのは関西で、これも関西の事例である）。町内に二人の関係が悪い風聞として取り沙汰された内縁関係とはどのようなものだったのか。この一札は暇状ではなく、その代りだということは二人の関係は少なくとも結婚ではなさそうである。同棲をともなった関係であれば、世間公知の事実でとても一通の書面で否定できるものではない。とすれば、ここでの内縁関係は結婚や同棲をともなう「今日」の内縁以前の、いわゆる愛人（密通）関係の事例と思われる。

当時の関西で用いられた用語としての「内縁」は、今日とは違い、正式な結婚から愛人関係にいたるまでの男女関係を含む、きわめて広義に用いられた概念だったといえる。この多義的に用いられた「内縁」が、今日の意味に収斂された過程については不日あらためて論及したい。

- 1) 本離縁状は日本経済評論社のPR誌『評論』191号（2013年4月）に簡略に紹介した。
- 2) 本文は原文通りではなく、追い込みにした。なお、{|一丁オ|}は「一丁表の行末」を意味する。
- 3) 東京大学法学部法制史資料室所蔵の京阪文書であり、入手経路から京阪文書と名付けられた。
- 4) 四国から見出された唯一の離縁状で、その所在した理由等は詳らかにしない。
- 5) この二事例は『泣いて笑って三くだり半——女と男の縁切り作法』（教育出版、2001年4月）26・27頁参照。